

2-1-2

記載内容の修正

※計算例を削除し、「設計単価の端数処理の詳細については、設計単価(材料単価)の取扱要領による。」を追記。

2) 交代制の場合の労働単価は、時間外割増賃金および深夜割増賃金を加算し、次式により算出する。

2交代制の場合の労働単価 = 労働単価 + 労働単価 × T (1位四捨五入)

T: 割増対象賃金比 × γ

γ: 割増賃金率 (就業時間数、時間帯により計算する)

時間外割増賃金率 = 6h × 1.25 / 8 = 7.5 / 8

深夜割増賃金率 = 6h × 0.25 / 8 = 1.5 / 8

合計 = 9.0 / 8

一人については、γ = 4.5 / 8 = 0.5625



2-2 材料費
2-2-1 材料単価
材料単価は、支出負担行為担当官(支出負担行為担当官を含む)の定めるところとし、以下の方法で決定する。

変更

1) 物価資料による場合
(1) 決定方法
「積算資料」(一財)経済調査会 および「建設物価」(一財)建設物価調査会(以下「物価資料」という)に掲載されている変動価格を平均して算出する。決定部の有効桁数は3桁とする。
ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは決定部の有効桁は3桁とする。
また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。
<例>1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合
建設物価 33,300円 (有効桁3桁) 積算資料 34,000円 (有効桁2桁)
平均値 33,750円 (有効桁3桁) 4桁以降切り捨て
決定部 33,750円 (有効桁3桁)
<例>2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のため3桁を有効桁とする場合
建設物価 505円 (有効桁2桁) 積算資料 570円 (有効桁2桁)
平均値 537.5円 (有効桁3桁) 4桁以降切り捨て
決定部 505円 (有効桁2桁)
<例>3) 入力単価の有効桁数が3桁未満で小数点発生する場合
建設物価 92.5円 (有効桁2桁) 積算資料 90円 (有効桁1桁)
平均値 91.25円 (有効桁3桁) 4桁以降切り捨て
決定部 92.5円 (有効桁2桁)

(2) 公表価格の取扱い
公表価格である品目については、これを採算する。
公表価格であって割引額(率)の表示がない品目については、特別調査とする。
公表価格であって割引額(率)の表示がない品目については、掲載されている価格とする。

港湾・漁港編

2) 交代制の場合の労働単価は、時間外割増賃金および深夜割増賃金を加算し、次式により算出する。

2交代制の場合の労働単価 = 労働単価 + 労働単価 × T (1位四捨五入)

T: 割増対象賃金比 × γ

γ: 割増賃金率 (就業時間数、時間帯により計算する)

時間外割増賃金率 = 6h × 1.25 / 8 = 7.5 / 8

深夜割増賃金率 = 6h × 0.25 / 8 = 1.5 / 8

合計 = 9.0 / 8

一人については、γ = 4.5 / 8 = 0.5625



2-2 材料費
2-2-1 材料単価
材料単価は、支出負担行為担当官(支出負担行為担当官を含む)の定めるところとし、以下の方法で決定する。

変更

1) 物価資料による場合
(1) 決定方法
「積算資料」(一財)経済調査会 および「建設物価」(一財)建設物価調査会(以下「物価資料」という)に掲載されている価格の平均値とする。
設計単価の端数処理の詳細については、設計単価(材料単価)の取扱要領による。
ただし、一方の資料のみに掲載されている品目については、掲載されている価格とする。

(2) 公表価格の取扱い
公表価格である品目については、これを採算する。
公表価格であって割引額(率)の表示がない品目については、特別調査とする。
公表価格であって割引額(率)の表示がない品目については、掲載されている価格とする。

2-1-3

2-2-3 雑材料

記載の追記「計上にあたっては、所定の雑材料率の限度いっぱいとし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。」を追記。

2) 物価資料により難い場合  
 (1) 特別調査による決定  
 物価資料により難い場合は、特別調査によって決定することを原則とし、当該工事の取引数量、ならびに1回当りの取引数量を考慮して調査・決定する。

(2) 見積りによる決定  
 特別調査により難い場合は、見積りによって決定する。その場合は、以下による。  
 ① 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量および納入時期、場所等の条件を提示し、見積額を行う。  
 ② 見積りは、原則として3社以上から徴収する。  
 ③ 決定方法は、異常値を排除した平均値とする。ただし、見積書の数が多い場合は、最頻値価格を採用する。  
 (3) その他  
 現地の状況により、上記のいずれの方法にもより難い場合は、別途考慮することができる。

2-2-2 支給材料  
 支給材料の価格は購入価格とし、間接工事費の率対象額としてのみ計上する。ただし、別途製作した材料（ケーン、ブロック等）および発注材料は、無償計上する。  
 なお、支給材料の搬入、据付けおよび運搬等の経費は直接工事費に計上する。

2-2-3 雑材料  
 代価表に雑材料の計上割合が示されていない場合は、原則として代価総額の0.5%とする。なお、市場単価は、雑材料の対象としない。

2-3 直接経費  
 2-3-1 特許使用料等  
 1) 特許使用料  
 使用する技術・工法について特許法に基づき設定登録がされている場合は、所定の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。

(1) 適用対象  
 特許使用料は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法ならびに特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づき手続さのうら、設定登録が完了している場合および出願を完了し、かつ設定登録が完了していない手続さ期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。

(2) 積算方法  
 工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する工法等の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

① 工法使用料等の算出  
 共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく民間企業等が有する特許権の持ち分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。  
 なお、特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

2) 物価資料により難い場合  
 (1) 特別調査による決定  
 物価資料により難い場合は、特別調査によって決定することを原則とし、当該工事の取引数量、ならびに1回当りの取引数量を考慮して調査・決定する。

(2) 見積りによる決定  
 特別調査により難い場合は、見積りによって決定する。その場合は、以下による。  
 ① 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期、場所等の条件を提示し、見積額を行う。  
 ② 見積りは、原則として3社以上から徴収する。  
 ③ 決定方法は、異常値を排除した平均値とする。ただし、見積書の数が多い場合は、最頻値価格を採用する。  
 (3) その他  
 現地の状況により、上記のいずれの方法にもより難い場合は、別途考慮することができる。

2-2-2 支給材料  
 支給材料の価格は購入価格とし、間接工事費の率対象額としてのみ計上する。ただし、別途製作した材料（ケーン、ブロック等）および発注材料は、無償計上する。  
 なお、支給材料の搬入、据付けおよび運搬等の経費は直接工事費に計上する。

2-2-3 雑材料  
 代価表に雑材料の計上割合が示されていない場合は、原則として代価総額の0.5%とする。なお、市場単価は、雑材料の対象としない。

追加

計上にあたっては、所定の雑材料率の限度いっぱいとし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。

2-3 直接経費  
 2-3-1 特許使用料等  
 1) 特許使用料  
 使用する技術・工法について特許法に基づき設定登録がされている場合は、所定の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。

(1) 適用対象  
 特許使用料は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法ならびに特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づき手続さのうら、設定登録が完了している場合および出願を完了し、かつ設定登録が完了していない手続さ期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。

(2) 積算方法  
 工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する工法等の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

① 工法使用料等の算出  
 共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく民間企業等が有する特許権の持ち分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。  
 なお、特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

港湾・漁港編 修正箇所

土木工事標準積算基準書

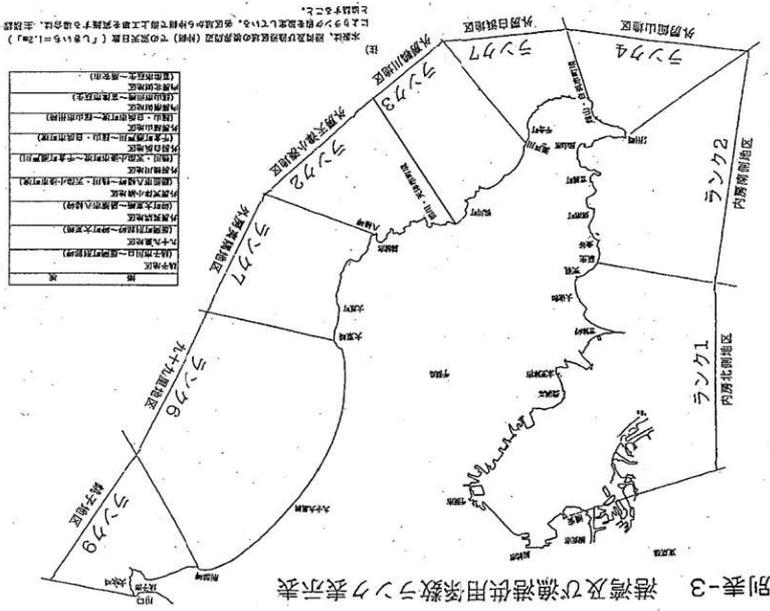
千葉県

修正内容

単-9(1)追加  
 「港湾及び  
 漁港供用係  
 数ランク表  
 示表」追加

無し

港湾・漁港編



出典：鴨川漁港修築（波高7.5m解析）委託報告書（平成9年1月）  
 単-9(1)

※単-9(1)追加

公園編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
変更箇所なし		

# 設計業務等標準積算基準書 修正箇所

## 設計業務等標準積算基準書

千葉県

修正内容	設計業務等標準積算基準書	千葉県
参1-1-1 第1節 「物価資料」 一式削除	第1章 総則 (参考資料) 第1節 用語の定義 積算基準 : 適用範囲、業務費構成、構成費目内容、積算方法等、積算に係わる基準を定めたもの。 標準歩掛 : 単位作業量、業務に必要な技術者等の職種、人員数、材料の種類・使用量、機械の機種・規格・運転時間、各種条件に対する補正方法等を定めたもの。 適用範囲 : 標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。 作業区分 : 各作業における作業内容を整理したもの。 参考資料 : 積算基準、標準歩掛の統一な運用を図るために、歩掛の運用方法、数量の算出方法、業務フロー図、積算例等をまとめたもの。 積算例 : 業務の流れ、区分・項目、関連事項との対比を整理した図。 積算例 : 標準歩掛において、各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。 <b>削除</b> 物価資料 : 「積算物価」、「積算資料」をいう。	第1編 総則 第1章 総則 (参考資料) 第1節 用語の定義 積算基準 : 適用範囲、業務費構成、構成費目内容、積算方法等、積算に係わる基準を定めたもの。 標準歩掛 : 単位作業量、業務に必要な技術者等の職種、人員数、材料の種類・使用量、機械の機種・規格・運転時間、各種条件に対する補正方法等を定めたもの。 適用範囲 : 標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。 作業区分 : 各作業における作業内容を整理したもの。 参考資料 : 積算基準、標準歩掛の統一な運用を図るために、歩掛の運用方法、数量の算出方法、業務フロー図、積算例等をまとめたもの。 積算例 : 業務の流れ、区分・項目、関連事項との対比を整理した図。 積算例 : 標準歩掛において、各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。
第2節 2-1設計価格等の扱い 等の扱い 単価の詳細 については、 「設計単価 編」記載の設 計単価(材料 単価)の取扱 要領を準用 するものと する。を追加 する。 2-2端数処理 等の方法 (3)「物価資 料を用いる 単価」一式を 削除	第2節 設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 $(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税})$ なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。 2-2 端数処理等の方法 (1) 数量 数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位(小数第4位四捨五入)まで算出する。なお、運転時間については小数第1位(小数第2位四捨五入)まで算出する。 (2) 単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価) 補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 <b>削除</b> (3) 物価資料を用いる単価 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。 <例>1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 積算物価 33,500 円 (有効桁3桁) 積算資料 34,000 円 (有効桁2桁) 平均額 33,750 円 決定額 33,700 円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て) <例>2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合 建設物価 580 円 (有効桁2桁) 積算資料 570 円 (有効桁2桁)	第2節 設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 $(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税})$ なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。 2-2 端数処理等の方法 (1) 数量 数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位(小数第4位四捨五入)まで算出する。なお、運転時間については小数第1位(小数第2位四捨五入)まで算出する。 (2) 単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価) 補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 (3) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。 (4) 金額 各構成要素の金額(設計数量×単価)は1円単位(1円未満切捨て)とする。 (5) 雑品(地価調査業務についてののみ) 雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位(1円未満切捨て)とする。 (6) 単価表の合計金額 1)土木設計業務等 原則として、端数処理は行わない。 2)測量業務及び地価調査業務 単位数当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。

# 設計業務等標準積算基準書 修正箇所

## 設計業務等標準積算基準書

千葉県

<p>修正内容</p>	<p>第1編 総則</p> <p><b>削除</b></p> <p>平均額 565 円 決定額 565 円 (最小有効桁3桁, 4桁以降切り捨て)</p> <p>(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(5) 金額 各構成要素の金額(設計数量×単価)は1円単位(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>(6) 雑品(地質調査業務についてのみ) 雑品は、個々の歩掛りに示された割合を計上することとし、1円単位(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>(7) 単価表の合計金額 1) 土木設計業務等 原則として、端数処理は行わない。 2) 測量業務及び地質調査業務 単位数当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切り捨て)とする。</p> <p>(8) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(9) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数(α/(1-α)など)の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(10) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>(7) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(8) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数(α/(1-α)など)の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(9) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p><b>2-3 設計表示単位</b></p> <p>(1) 設計表示単位の取扱い 1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁目四捨五入)の数量を設計表示単位とする。 3) (2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。 6) 契約数量は設計計上数量とする。 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。</p>
<p>参1-1-2 第2節 (3)「物価資料を用いる単価」一式を削除</p>	<p>第1編 総則</p> <p>(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(5) 金額 各構成要素の金額(設計数量×単価)は1円単位(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>(6) 雑品(地質調査業務についてのみ) 雑品は、個々の歩掛りに示された割合を計上することとし、1円単位(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>(7) 単価表の合計金額 1) 土木設計業務等 原則として、端数処理は行わない。 2) 測量業務及び地質調査業務 単位数当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切り捨て)とする。</p> <p>(8) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(9) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数(α/(1-α)など)の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(10) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p><b>2-3 設計表示単位</b></p> <p>(1) 設計表示単位の取扱い 1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁目四捨五入)の数量を設計表示単位とする。 3) (2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。 6) 契約数量は設計計上数量とする。 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>(7) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(8) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数(α/(1-α)など)の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(9) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p><b>2-3 設計表示単位</b></p> <p>(1) 設計表示単位の取扱い 1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁目四捨五入)の数量を設計表示単位とする。 3) (2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。 6) 契約数量は設計計上数量とする。 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。</p>

# 設計業務等標準積算基準書 修正箇所

## 設計業務等標準積算基準書

## 千葉県

<p>修正内容</p> <p>参1-2-11</p> <p>「4. 請負比率は、小数点第7位を切り捨て、小数点第6位止めとする。」を追加</p>	<p>第2章 積算基準 (参考資料)</p> <p>1-8 諸経費率等の扱い</p> <p>1-8-1 諸経費率等の適用</p> <p>(1) 諸経費率等の適用については、測量業務、地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と土木設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。</p> <p>(2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。(他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。) 例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。</p> <p>1-8-2 近接して発注する場合</p> <p>測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合には、諸経費の調整は行わない。</p> <p>1-9 設計変更の積算方法</p> <p>設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。</p> $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ $\text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(変更業務委託料)</p> <p>(落札率を乗じた額)</p> <p>注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。          2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。          3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。          ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合          ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合</p>	<p>第2章 積算基準 (参考資料)</p> <p>1-8 諸経費率等の扱い</p> <p>1-8-1 諸経費率等の適用</p> <p>(1) 諸経費率等の適用については、測量業務、地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と土木設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。</p> <p>(2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。(他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。) 例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。</p> <p>1-8-2 近接して発注する場合</p> <p>測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合には、諸経費の調整は行わない。</p> <p>1-9 設計変更の積算方法</p> <p>設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。</p> $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ $\text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(変更業務委託料)</p> <p>(落札率を乗じた額)</p> <p>注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。          2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。          3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。          ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合          ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合</p> <p><b>追加</b> 4. 請負比率は、小数点第7位を切り捨て、小数点第6位止めとする</p>
--	--	--

5-1-1

工事監督支  
援業務を追  
加

業務委託編

工事監督支援業務  
工事監督支援業務委託  
工事監督支援業務委託積算基準については、国土交通省関東地方整備局で使用している「発注者支援業務積算基準」を参考に作成している。

工事監督支援業務積算基準

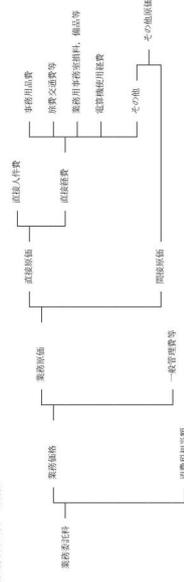
第1章 総則

1. 適用範囲

この積算基準は、土木工事（港湾空港関係を除く。）に係る工事監督支援業務を発注する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

(ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a. 事務用品費
  - b. 旅費交通費等（業務用自動車燃料、燃料費及び運転手賃金含む）
  - c. 業務用事務室賃料及び備品費等
  - d. 電算機使用経費 等
- (ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）  
直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子用品に要する費用、借機若くはシステムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（B/M/C/Mに関するライセンス費用を含む）とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

無し

5-1-2

工事監督支  
援業務を追  
加

業務委託編

3. 業務委託料の積算  
 (1) 業務委託料の積算方式  
 業務委託料は、次の方式により積算するものとする。  
 業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額)  
 = [(業務原価) + (一般管理費等)] + (消費税相当額)  
 = [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等) + (消費税相当額)

(2) 各種費目の算定  
 イ 直接人件費  
 (イ) 直接人件費  
 業務に従事する者の基準日額については、5. 標準歩掛による。  
 (ロ) 直接経費  
 事務用品費、業務用事務室賃料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で、明記仕様書に明記した場合に計上する。  
 a 事務用品費  
 特に必要がある場合に計上する。  
 なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。  
 b 旅費交通費等  
 旅費交通費等に関する算定は設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)に準ずる。  
 なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。  
 在旅旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上しない。

旅費交通費等	
直接人件費の	旅費交通費等の上乗率(千分)
4.15%	—

(注) 旅費交通費等の率は、打合せ、現地確認、図階確認、工事検査等への臨場の費用とする。  
 c 業務用事務室賃料、備品等  
 業注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。  
 d 電算機使用経費  
 電算機リース料等が必要となる場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を電算機使用経費として積算すること。

電算機使用経費	
直接人件費の	電算機使用経費の上乗率(千分)
2.7%	—

(注) 直接人件費は、往復旅行時間にかかる直接人件費を除くものとする。  
 e その他  
 電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。

ロ その他原価  
 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。  
 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α)  
 ただし、α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、2.5%とする。

ハ 一般管理費等  
 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。  
 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β)  
 ただし、β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、3.5%とする。

無し

5-1-3

工事監督支援業務を追加

業務委託編

(3) 変更の取扱い  
業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の積算金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

- 1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事事件数等）の変更に応じて変更する。
- 2) 直接経費
  - ①業務用自動車損料、燃料費及び運転手名金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所を増減、変更があった場合に変更を行うものとする。
  - ②原資交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の原資交通費が変わる場合に変更する。
  - 3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費等の変更に伴い変更を行う。
- (4) その他  
その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）を参考とする。

4. 業務内容

- (1) 打合せ
  - ・業務の依頼にあたり、調査員と管理技術者は、業務着手時及び業務完了時に、業務の全体計画等に打合せを行うことを基本とする。
  - ・業務履行期間中、調査員と管理技術者については定期的な打合せを行うことを基本とし、打合せの頻度等は設計図書によるものとする。
  - ・定期的な打合せについては、業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることが出来る。
- (2) 工事管理
  - ・工事監督支援業務共通仕様書を基本とする。
- (3) 指揮・監督業務
  - ・工事監督支援業務共通仕様書を基本とする。

無し

5-1-4

工事監督支  
援業務を追  
加

業務委託編

5. 標準歩掛  
標準歩掛は以下のとおりとする。  
(1) 打合せ

作業区分	単位	数量	職階	備考
定例打合せ	人	1. 2	技師(A)	移動時間を含む、2回/月を標準とする

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。  
2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等による確認等を含むものとする。  
3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算を含む。  
4. 打合せ回数は、必要に応じて変更できる。

(2) 工事監督支援業務

1) 業務計画

作業区分	単位	数量	職階	備考
業務計画	人日	1. 4	技師(A)	担当技術者の歩掛は、基準日額の計算を含む

2) 工事管理

作業区分	単位	数量	職階	備考
工事管理	人日	0. 4	技師(A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

3) 工事監督支援

作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人日	1. 1	技師(A)	想定される担当技術者が2人以下の場合は、0. 5を乗じる。
担当技術者	式	1. 0	技師(C)	業務内容が構造的でない場合は別途考慮するものとする。 なお、人件費の計算は次式による、
直接経費	式	1. 0		

(注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

- ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。
- ・1月・1日当たり人数については、土日・祝日・年末年始休暇のほか、6ヶ月当たり最低10日（1年で20日）の休日を確保するよう計算し、計上すること。
- ・超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり30時間相当分を計上することを標準とする。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \frac{\text{基準日額} \times \frac{1}{8}}{1} \times A \times B$$

ただしA、Bは以下の通りとする。

$$A = \frac{1.25}{100} \quad B = \text{副担対象賃金比}$$

無し

参6-1-1

工事監督支援業務を追  
加

業務委託編

工事監督支援業務委託採択要領（案）（参考）

I 適用範囲  
この要領は、土木請負工事の工事監督業務の一部を委託しようとする場合に適用する。

II 委託員数及び委託期間

1 委託員数及び委託期間の算定は、下記条件を考慮する。

- ① 工事予定件数
- ② 工事予定額
- ③ 予定工期
- ④ 事務所等職員が工事監督に従事し得る業務費率
- ⑤ 工事内容

2 担当技術者の職階

担当技術者の職階は、技師（C）とする。

但し、補助事業における担当技術者の職階については、関係主管課と協議のうえ積算するものとする。

3 委託員数の算定

委託員数は、前記1で記載した条件に基づいて各月毎に次式により求める。

$$P = P1 - \beta * P2$$

$$P1 = \alpha \sqrt{N * K}$$

ここに

P：現場技術員の員数（二捨三入整数止めとする）

P2：事務所等の監督業務適格者数

$\beta$ ：事務所等の監督業務適格者が工事監督に従事し得る業務比率（適格者が複数の場合は、加重平均とする。）

工事監督以外の業務	$\beta$ 値
特に多い	0.2以上0.4未満
多い	0.4以上0.6未満
普通	0.6以上0.8未満
少ない	0.8以上

P1：監督員の必要数

$$\alpha：0.22$$

N：工事予定件数

$$K：\Sigma (K1 * K2 * K3 * K4 * K5)$$

(1) K1：工事予定件数（億円単位）

但し、

・1,500万円以下は0.15とする。

・国債（県債）工事の場合は、当該年度分

・橋梁上部工事等のように「工場製作+現場架設」となる場合は、現場架設予定額及び現場作業時間を対象とする。

(2) K2：工種区分係数

工 種 区 分	K 2
河川・海岸	1.1
河川・道路構造物	1.0
道路改良・交差点改良・歩道施設	1.3
鋼橋架設・PC橋（上部工）	0.7
舗装（改築・修繕）・公園	0.8

無し

業務委託編

参6-1-2

工事監督支  
援業務を追  
加

共同溝	1. 0
トンネル・ダム	0. 9
砂防・地すべり	1. 2
河川・道路維持	2. 0

- 1) 上表の工種区分は、現場管理費の工種区分を参考に決定したものとする。  
 2) 上表の係数は、標準であり、下記条件により0. 2の範囲で増すことが出来る。  
 ① 特殊工事（特に地山の悪いトンネル・軟弱地盤処理等）。  
 ② 工種が多様で設計変更等が相見込まれる場合。  
 ③ 現場交通を処理し、かつ公道商店等と連絡調整が多い場合。  
 3) 夜間工事が含まれる場合は、その頻度に応じて増増を考慮するものとする。  
 (3) K3：監督方式係数

監督方式	K3
一般監督施工	1. 0
重点監督施工	1. 1

※低入札工事で重点監督について、共通仕様書等で規定がある場合のみ

(4) K4：監督距離係数

距離(片道)	K4
5 km未満	1. 0
5 km以上15 km未満	1. 1
15 km以上30 km未満	1. 2

(5) K5：地域係数

地域別	K5
市街地・山岳地	1. 3
その他の地域	1. 0

4 委託期間の決定

前記3で算出された月別委託員数が正となる期間（期間で負となる期間が2ヶ月までは繰越出来る。但し、2ヶ月を超える場合は別途検討すること。）を求め、この期間に加え前1ヶ月以内を委託期間とする。

(例)

工事名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
〇〇〇工事													
〃													
〃													
〃													
委託員数													
委託員数との 差が正													
Ⅲ その他													
		1ヶ月					2ヶ月					1ヶ月	

Ⅲ その他

- 1 下記のような条件を有する工事が工事監督支援業務の対象工事で、その要因を考慮したい場合は、主管理と協議すること。  
 (1) 工事監督支援業務共通仕様書第2002条及び第2005条に掲げる業務内容以外に、特殊な技術業務を委託する場合。  
 (2) 現場条件により、この要領により難い場合。  
 2 委託員数を決定するにあたっては、Ⅱの3で求めた委託員数の変動状況、業務の内容等を勘案するものとする。

無し

修正内容

参6-2-1

工事監督支  
援業務を追  
加

業務委託編

工事監督支援業務積算基準の運用基準 (案)

1. 運用基準について  
当該運用は契約方式を一般競争（総合評価方式）とする場合を対象とし、それ以外の契約方式による場合は別途考慮するものとする。
2. 業務委託料の積算（工事監督支援業務）  
「工事監督支援業務積算基準」の第1章 3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定イ）直接人件費、及びロ）直接経費は各種業務において以下のとおりとする。
  - 2-1-1 工事監督支援業務
    - 1) 標準歩掛  
工事監督支援業務における積算基準は、「工事監督支援業務積算基準」のとおりとする。
    - 2) 各構成費目の算定
      - ①事務用品費  
在庁により業務を行う場合の事務用品費については、「別紙-2 パソコン及びプリンタ使用料」により計上するものとする。
      - ②旅費交通費  
旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。  
なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。  
ア、打合せにかかる旅費交通費については、打合せの回数を「設計業務等標準積算基準参考資料」により計上すること。  
イ、業務用自動車は、現場内移動（報告、調整、連絡業務を含む）のために1日・台当たり2時間を計上するものとする。
      - 3) 打合せ  
打合せ回数は、特記仕様書による。  
定例打合せの積算は、発注者支援業務積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務場所（各事務所等）毎に、管理技術者を1.2人/月計上するものとする。

無し

業務委託編 修正箇所

土木工事標準積算基準書

千葉県

修正内容

参6-2-2

工事監督支援業務を追加

業務委託編

パソコン及びプリンタ使用料

別紙-2

1) パソコン (CADソフト含む) 1台当たり 円/ヶ月

No	項目	仕様 (以下と同等以上)	使用料 (税抜き)
1	OS	Windows 10	
2	アプリケーション	Microsoft Office 2016	26,128
		Justsystem 一太郎 Pro	
		Adobe Acrobat DC	
		CAD ソフトウェア	
		(AutoCAD LT Civil Suite 2016 (AUTODESK CALS TOOLS 2016)等)	

無し

2) パソコン (CADソフト含まない) 1台当たり 円/ヶ月

No	項目	仕様 (以下と同等以上)	使用料 (税抜き)
1	OS	Windows 10	
2	アプリケーション	Microsoft Office 2016	19,194
		Justsystem 一太郎 Pro	
		Adobe Acrobat DC	

3) プリンタ 1台当たり (コピー用紙代、トナー代は含まない) 円/ヶ月

No	項目	仕様	使用料 (税抜き)
1	用紙サイズ等	カラー出力及び最大A3対応	17,488